

かいほう

平成30年3月31日発行

東京都公立小学校事務職員会

発行 会長 五井 康士 (板橋区立北野小)

編集 広報部 小野 明 (新宿区立津久戸小)

〒162-0821 新宿区津久戸町2-2

TEL 03(3266)1601(代)

内野 和美 (港区立青南小)

東京都公立小学校事務職員会 会報 第195号

<http://tokoushouji.sakura.ne.jp>

第57回東京都公立小学校事務職員会研究大会【平成30年2月9日(金)北とぴあ】 報告

開会式の後、記念講演として、東京都教育庁総務部 教育政策担当課長 中嶋 富美代 氏より、東京都の教育施策と、平成30年度教育庁所管事業予算の概要について、ご講演いただきました。その後、休憩をはさみ、研究協議1、2が、以下のとおり行われました。

研究協議1 清瀬市小中学校事務職員会 「清瀬市の学校事務の現状について」
～今、私たちは・・・～

研究協議2 本会研究部 「事務職員の学校経営参画」
～できることから始めよう～

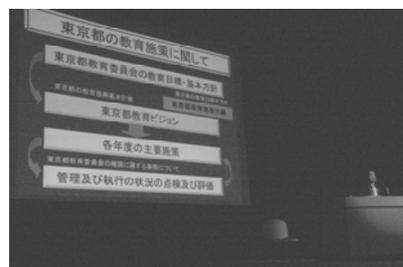
【参加状況:会員166名 中学校20名 他府県18名 教育委員会他2名 合計206名】
(広報部)



会長挨拶



来賓



講演



研究協議1



研究協議2



質疑応答

— 研究大会 —

開会式 祝 辞



東京都公立小学校長会 副会長 戸倉 務 先生

ただ今御紹介いただきました、東京都公立小学校長会副会長の戸倉務です。本来ならば、種村明頼会長よりご挨拶申し上げるところですが、他の所用と重なり、代理として参りました。皆様にはくれぐれもよろしくお伝えするように申し付けましたので、お伝えします。

第57回東京都公立小学校事務職員研究大会が盛大に開催されますことを、東京都公立小学校長会を代表して心からお慶び申し上げます。

また、東京都公立小学校事務職員会の皆様方には、日頃から各学校において、校務の円滑な推進や教育環境の整備にその専門性を発揮し、ご尽力をいただいておりますことに、東京都の校長を代表して厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、新しい知識や情報及び技術等が日々更新され、社会のあらゆる領域に浸透し重要性を増すいわゆる知識基盤社会であります。また、社会変化が人間の予測を超えて加速度的に進展してきており、未来社会を予測することが困難となってきております。我々はその時代に求められている「生きる力」をしっかり見極め、子供を育成していくことがとても重要となります。

昨年3月末に、今の時代に必要な「生きる力」を育成できるよう、教育課程の基準として、新学習指導要領が告示されました。今までに提言されてきた「生きる力」に一部必要な資質・能力が加えられるなど、「生きる力」の捉え直しがされております。このことをしっかり受け止め、今後、学校教育において、地域と連携・協働を図り、児童・生徒一人一人がよりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう教育の充実・改善を図っていく必要があります。

平成30年度より2年間の移行措置期間を経て、平成32年度より新学習指導要領は全面実施となります。このような中、新学習指導要領の趣旨及び内容等を全教職員で共通理解し、対応していくことが求められます。

また、教員の超過勤務を改善するための「学校の働き方改革」についても、国や各教育委員会等において、様々な視点で検討されています。学校教育の質を落とさず、勤務時間を減少させ、教員のワーク・ライフ・バランスを図っていくという大きな課題があります。

このように、多くの課題が山積している中、学校を有効に機能させていくためには、学校のマネジメント機能を強化していくことが必要となります。事務職員の豊かな経験と専門的な知識が期待されているところです。そのための学校事務機能並びに事務職員の役割等について、研究を積み究明することは極めて価値があります。本研究大会において、研究の成果を発表し合い、活発な研究協議や情報交換がされ、その成果を東京都の学校事務職員の皆様が共有し、学校の課題解決のために役立てていただければと思います。

結びになりますが、本研究大会の開催にあたり、ご尽力いただきました関係の皆様方に感謝を申し上げますとともに、東京都公立小学校事務職員会のますますのご発展と、ご参会の皆様をはじめ会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、あいさついたします。

平成30年2月9日

東京都公立小学校長会 会長 種村明頼 代読

— 研究大会 —

講 演



東京都教育庁総務部 教育政策課 教育政策担当課長 中嶋 富美代 氏

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました東京都教育庁総務部教育政策担当課長の中嶋でございます。本日は平成 29 年度東京都公立小学校事務職員会研究大会の開催、誠にありがとうございます。このような貴重な機会に東京都の教育行政についてご説明させていただく機会をいただきましたことに心から感謝申し上げます。また皆様方が日頃、校務ご多用の中、主体的に研究と研修を進められて学校教育の発展とそして子供たちの育成に寄与していただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本日はお時間をいただきまして、東京都の教育施策について、そして先日発表されました平成 30 年度の教育庁所管事業予算の概要、この 2 点についてご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。本日は資料 2 点、お手元にあるかと思えます。最初にパワーポイントの画面の資料を使って説明させていただきます。スクリーンにも同じものが映っておりますので、よろしければ画面をご覧になっていただきながら、必要に応じて配布資料の方にメモなどしていただければと思います。よろしくお願いたします。

初めに東京都の教育施策についてご説明いたします。東京都教育施策の体系図ですが、まず、東京都教育委員会の教育目標、そして基本方針があり、それを受けて東京都の教育振興基本計画「東京都教育ビジョン」を定めています。そして、それに基づいて毎年、各年度の主要施策を定めており、その主要施策は法に基づいて毎年、点検評価を行っています。その評価結果を受け、その翌年度の主要施策の内容に生かすというサイクルで、東京都の教育施策を進めております。東京都の教育の根本方針である「東京都教育施策大綱」は、平成 27 年 4 月の改正地教行法の施行に伴い、知事が教育に関する根本方針を定めるということになりましたので、現在は小池都知事の「東京都教育施策大綱」が平成 29 年 1 月に策定しています。それに基づき、様々な教育施策を展開しているところです。

東京都教育委員会の教育目標を、続いてご紹介いたします。まず、子供たちが知性や感性、道徳心や体力を育みそして人間性豊かに成長することを願い、「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」これを第一に掲げております。そして第二に「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」、さらには第三として「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」、この三つを位置付け、誰もが生涯を通じて学び合い、そして支え合うことができるような社会の実現、すべての都民の教育への参加を目指しております。この教育目標を受けて策定された東京都の教育振興基本計画である「東京都教育ビジョン」ですが、現在はこの第 3 次・一部改定の内容を受け、様々な施策を進めています。この中には知・徳・体などの七つの取組の柱に基づきました 10 の取組の方向性を位置付けています。具体的には、知の柱には基礎・基本の徹底に繋がる「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」、そして、グローバル化の進展に伴っての「世界で活躍できる人材の育成」、徳の柱には人権教育や道徳教育、キャリア教育などに繋がる「社会的自立を促す教育の推進」、そして、いじめや自殺等の防止に繋がる「子供たちの健全な心を育む教育」、そして体に関わる柱には、体力向上や健康教育に繋がる「体を鍛え健康に生活する力を培う」、これらをそれぞれ位置付けています。さらに、七つの柱の後半の四つであります、オリンピック・パラリンピック教育。これを推進することが、取組の方向になっていきます。そして学校・家庭・地域社会とありますが、学校の柱には優秀な教員の志望者や管理職の確保、そして育成を狙いとす「教員の資質・能力を高める」、さらには都立高校改革や特別支援教育の推進を含めた「質の高い教育環境を整える」、家庭の柱には保護者への支援に繋がる「家庭の教育力向上を図る」、地域社会の柱に

は、外部人材の活用などに繋がる「地域・社会の教育力向上を図る」を、それぞれ位置付けています。これらの 10 の取組の方向に沿って教育施策を進めているところですが、本日はその中から、特に小学校の子供たちに具体的に関係する学力向上、体力向上、英語教育、いじめ問題への対応、オリンピック・パラリンピック教育などについて具体的に説明いたします。

はじめに、学力向上に向けた取組ですが、こちらのグラフをご覧ください。これは全国学力学習状況調査、毎年行われていますが、その東京都の子供たちの平均点の推移を表しています。赤のラインが全国平均正答率であり、その平均正答率を 100 とした時に小学校・中学校の子供たちはどうであるかというグラフです。左側が小学校、右側が中学校となっており、赤いラインで示されているのが国語、基礎的な A 問題と応用的な活用の力を測る B 問題がありますが、小学校は開始以来ずっと全国平均正答率を上回っているという状況です。中学校に関しましても平成 25 年度に成績が向上して以降、現在に至るまで上昇傾向が続いています。これは、それぞれの学校に授業改善に向けた取組をしっかりと行っている、推進していただいている成果であると捉えております。このような上昇傾向にある中でも、やはり課題というものも見つめなければいけない。そういう分析を行った中で、学力上位県と比べて東京都の違いは何かということを見た場合に、東京都は成績の下位層の子供たちの割合が比較的多いということが分かりました。そして、その問題の解決に向けて取り組んでいることが、効果的な習熟度別指導の推進、子供たちの学力の中で課題があった問題について東京都としてのオリジナルのドリルである「東京ベーシック・ドリル」の活用、これを今年度は電子化し各学校に配布してより活用しやすくしています。また、加配教員の配置や東京方式の習熟度別指導のガイドラインを示し、より効果的な授業に向けて各学校で取り組みを進めております。「東京ベーシック・ドリル」の活用については、繰り返し学校が活用できるように電子化しましたので、放課後等の様々な時に活用してほしいと思います。

それでは続いて体力向上についての取組です。全国体力・運動能力の調査結果のグラフです。こちらでも全国平均を上青い点線で表しています。これをご覧になっていただきますと、全国と東京都の子供たちの平均の差を感じていただけるのではないかと思います。上の青が小学校五年の男子、赤が小学校五年の女子、下の緑が中学校二年の男子、ピンクは中学校二年の女子となっています。現在、小学校五年生は男女ともに全国平均を上回って、その差を広げつつある傾向にあります。中学校二年生に関しては、男女とも全国平均値までの差を縮めて上昇傾向にあるというところです。これは学力と同じように各学校が継続して様々な取組を行い、子供たちの体力向上に努めていただいている成果であると捉えています。しかしながら、やはりまだまだ子供たちが全国、もちろん全国平均というのは一つの目安ですが、やはり生涯に渡って健康な生活を育むために小・中学校の時期に体力をしっかり身につけさせることは重要ですので、さらに子供たちの体力向上を図るために、東京都教育委員会では様々な取組を行っています。平成 28 年 1 月に「アクティブプラン to2020 総合的な子供の基礎体力向上方策」をまとめておりますが、その中で小学校は、今 20 校ですがアクティブライフ研究実践校に指定しています。そして、健康づくり・体力向上の先進的な取組を行っていただいて、それを全ての小学校に普及するという取組を行っています。中学校に関しては、全国との差がやや顕著でありますので、全ての中学校をアクティブスクールと位置付け、様々な体力向上の取組を、休み時間、あるいは体育の授業などで行っていただいているところです。また、東京都としては「体力を高める運動ガイドライン」を平成 29 年 4 月に全公立学校に配布しております。この冊子には、基礎体力を高めるための体育の授業や運動部活動で活用できるようなトレーニング方法、例えば体幹を鍛えるとか、あるいは子供たちが特に体力向上のテストの中で平均値が低いボール投げについて、どのように体を使って投げる指導をすれば子供たちが遠くに飛ばすことができるか、そのような指導の仕方などをまとめたガイドラインを配布しております。それぞれの学校が子供たちに具体的に指導できるものということで、このような取組を進めているところです。

それでは続いて、英語教育の推進についてご説明いたします。小学校の英語の教科化について、現在先行実施の取組ということをご各学校に進めるようお願いをしているところです。平成 32 年度学習指導要領が全面実施になりますが、それに向けて東京都教育委員会では、英語教育推進リーダーを全地区に配布したり、またモデル事業として英語の専科教員を加配して活用する取組を行っています。加えてこの画面にありますように、先生方が授業を効果的に行えるような様々な指導資料や教材を作成、そして配布しております。また、今年度末には教員向けの指導用 DVD や、三・四年生向けの「Welcome to Tokyo Beginner」という指導資料、冊子ですが、そちらを配布して、子供たちの英語に関する取組がより活発化することを行っています。小学校英語の教科化に向けては、また後ほど 30 年度予算でも若干話をすることができるかと思っております。続いて中学校のことも少しご紹介させていただきます。中学校に

おける英語の指導の充実に向けてですが、これからは小学校で英語をしっかりと学んでくる生徒が中学校に上がってきますので、中学校も更にしっかりと授業を進める必要があります。そこで今、都として取り組んでおりますのが、子供たちが英語を学んでいるけれどもなかなか発話することが出来ないという課題に対応し、英語による面接形式のパフォーマンステストの普及に取り組んでいます。特に表現力の向上を目指す指導の仕方や、子供たちの発話を促す教員の指導力向上に取り組んでいるところです。具体的には、英語科の教員全員対象の研修を行っておりますし、またパフォーマンステストの実施方法を紹介するDVDや、また中学校は50分の授業になりますが、その50分の授業をどういうふうに展開したら良いかということを示す指導資料も配布しております。さらに中学校の英語教育を推進するモデル地区なども指定しているところです。小学校で取り組んだ成果がきちんと中学校に繋がる、更に高等学校でより高度な英語能力を発揮することが出来るというような、長期的なスパンで英語教育を捉えた鳥くっみを進めております。

次にいじめ問題への対応です。平成29年2月に「いじめ総合対策（第二次）」を策定いたしました。そして各学校に、赤と青の2冊の冊子を配布いたしております。今、いじめ防止のポイントとして各学校にお願いしているのが、軽微ないじめも見逃さないということ。そして子供たち自身がいじめについて考えて行動できるようにすること。更には保護者の理解と協力を得ていじめの解決を図ることということを示しております。この赤の冊子、これは上巻で、学校の取組編として未然防止や早期発見・早期対応、重大事態に至ってしまった場合の対処の仕方などについて、それぞれの段階に応じた具体的な取組をまとめております。また青の下巻は実践プログラム編としまして、いじめ防止のための子供たちへの学習プログラムや、教師への指導プログラムなどをまとめているところです。こちらのグラフですが、このグラフは文部科学省が毎年行っております児童・生徒の問題行動調査における東京都のいじめに関する認知件数です。これをご覧になっていただきますと、平成28年度はいじめの件数が大幅に増加していることが見て取れるかと思えます。実は内訳などを見てみますと、小学校が非常に増えている中で特に低学年、一・二年のいじめの認知件数が増加している部分があります。その理由に考えられるのが、先程お話ししました軽微ないじめ、からかいだとか、受けている人が嫌な気持ちになっていたもの、非常に困っているようなものはやはりいじめの最初の大事な部分ではないかと捉えておりますので、軽微ないじめも見逃さないという事を各学校に徹底してお願いしているところですが、その一つの取組が現れたものだと都では捉えております。いじめに関しては、どの学校でもどの学級でも起こりうるものだと考えます。一番大切なのは、いじめが起きてしまった時にそれを早く周りの大人がキャッチして、あるいは周りの子供たち同士もキャッチをして、早期の対処に繋げることだと考えております。いじめ問題に関しましては、学校生活の様々な場面でそれが行われてしまい、またどこでそれが実際に行われているのか分からない部分もありますので、学校の教職員が一体となって取り組む必要があるものだと思います。ぜひ事務職員の皆様からの情報提供や情報共有を積極的にお願いたします。いじめ問題に関しましては、学校の取組を支援するために、いじめ等防止のアプリケーションや情報サイトの設置も行っています。いじめ等に関する相談先の案内や、また対処法をイラストで分かりやすく知らせるアプリを開発しております。また子供たちがいじめ防止として活用できるように、各学校で周知徹底を図る取組を行っています。「考えよう いじめ SNS」という言葉で検索しますと、そちらのアプリケーションの方にすぐ飛ぶことができます。ここには心ストーリーとして、子供たちの具体的な学校生活で起こりうるいじめの場面がイラストによって分かりやすく漫画形式で示されており、子供たち自身が「自分がこの立場だったらどうするだろう」と少し考えることができるような内容になっています。よろしければ、お時間のある時にご覧になっていただければと思います。

それでは続きまして、オリンピック・パラリンピック教育の推進についてご説明いたします。このオリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピック教育の精神とオリンピックムーブメントの柱であるスポーツ・文化・環境を合わせた4つのテーマを設定しまして、右側にあります4つのアクション、学ぶ・見る・する・支えるを組み合わせた様々な活動を行うということを基本的な枠組みとしています。そしてその枠組みを通して重点的に育成すべき五つの資質としては、「ボランティアマインド」「障害者理解」そしてスポーツに対する「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を掲げています。そして、その資質を伸ばすための学校教育活動への支援として、都教育委員会は様々な取り組みを進めておるところです。全ての学校が今、オリンピック・パラリンピック教育を進めているところですが、東京都の支援策をいくつか紹介いたします。夢・未来プロジェクトは、オリンピックやパラリンピアンを各学校に派遣して直接交流することによって、子供たちがオリンピック・パラリンピックの素晴らしさを実感できるようにするものです。このプロジェクトは我が国のオリ

ンピアンを派遣する「YOKOSO プログラム」と、在日の外国人アスリートを派遣する「Welcome プログラム」、またパラリンピアンの方を派遣する「自分にチャレンジプログラム」この3つのプログラムによって構成されています。各学校の依頼等によって東京都教育委員会がコーディネートして派遣するというシステムですので、そちらの方も担当の先生方、また管理職の先生方などにも既にご説明等しておりますが、ぜひ各学校で活用いただければと思います。また「世界ともだちプロジェクト」も進めています。これは世界の国々の様々な人種や言語、そして文化・歴史などを学ぶことを通して、子供たちが世界の多様性を知って様々な価値観を尊重することの重要性を理解する。そのような力を身につけることを目的として、これまで各学校で既に行っている国際理解教育を充実・拡大する支援策になっています。それぞれの区市町村に各学校がどこの国と提携するか、どこの国のことを学ぶかというようなことを示させていただいております。都としては、この「世界ともだちプロジェクト」として具体的には地域在住の留学生や外国人、大使館等の交流や海外の学校との手紙やメール等のやりとりというような交流を後押しする取組を進めています。さらに今年度から「オリンピック・パラリンピック教育アワード」として、優れた取り組みを進めている学校を顕彰しています。今年度は136校を表彰したところです。そして、それぞれの取組を他の学校に広める事によって、2020年に向けて各学校がオリンピック教育を更に進められるようにということで、その取組の成果を広く周知しているところです。また右側にありますように、「東京ユースボランティア」として子供たちがボランティア活動を進められるように、それを支援をする活動を進めています。2020年のこの東京大会、やはり共通体験できるというのは子供たちの心に非常に大きく残るものがあるかと思えます。その場面は教育として絶好の機会と捉えておりまして、各学校にオリンピック・パラリンピック教育を進めていただいているところですが、これまでやってきている従来の取組を、オリンピック・パラリンピック教育を一つの手立てとして、ボランティア精神や障害者理解などをしっかり子供の心に刻んでいただきたい。一時的なものではない、心と体に残るレガシーをしっかりと築いていただけたらと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に学校における働き方改革についてです。週あたりの在校時間が60時間、これはいわゆる過労死ラインと言われておりますが、それを超える教員が非常に多く存在する。小学校では37.4%と調査で明らかになっておりますが、そのような状況の中で、今後新しい学習指導要領が実施されるにあたって、実際に働く実労働時間が長くなると思いませんかという調査をしたところ、長くなる考える教員の割合が非常に多い。これは60%を超えているという状況があります。これを踏まえ都教育委員会では、学校における働き方改革についてしっかりと進めていかなければいけないということで、11月に中間まとめを表しました。それが本日の資料の方に掲載されています。パブリックコメントを実施して昨日の定例教育委員会において最終的に策定されたところです。一番大きなところは、目的の1番、これは最終的なプランでも変わりませんけれども、一番大事なものは教員一人一人の心身の健康の保持・増進ということ。そして誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境整備、それによって学校教育の質を維持して更に向上する。それが子供たちにとって教育として本質的なところですので、それを目的として進めていきます。そして本プランの位置付けですが、一つは直轄である都立学校に対して都教育委員会の実施計画を示すということが本プランの狙いでありまして。また、もう一つは、区市町村教育委員会が今後、実施計画を策定していかれるように支援するという、この大きな二つの立場に立って本プランを示しております。そして当面の目標は、週あたりの在校時間、いわゆる過労死ラインと言われているその在校時間60時間を越える教員をゼロにするということとして、様々な取組を進めていきたいと考えております。プランを出して終結という形ではなくて、今現状が明らかになった、そしてこのプランを策定する、そして更にその取組を進める中でどうだろうかということを見ていながら継続する必要があるだろうと捉えておりまして、当面の目標として示しているところです。取組の方向性としては、5点を本プランに示しております。第一は在校時間を適切に把握する、そして教員の意識改革というものを進めていくということ。もちろん先生方は子供たちのためにという想いで、場合によっては私的な部分を後回しにして対応されている場合があると思えます。しかしながら、自分の健康を考えるためには、やはり意識改革が必要である。そのために在校時間をしっかり把握することが必要であるということで、ICTの活用やタイムレコーダー等の活用を推進していく、声をかけていくということを考えています。また第二としまして教員の業務の見直し、そして業務改善の推進ということで、教員以外の方が担うことが出来るものについて、役割分担について見直しをしていくことも考えております。また学校を支える人員体制の確保ということで、チーム学校としての体制を整備するために専門スタッフの充実をより図っていくこと、そして地域の協働活動等を通じた教育支援活動を充実させるということ

も考えております。そして部活動の負担、こちらは中学校・高校になりますが、部活動の負担を軽減することも進めていく。更にはライフワークバランスの実用に向けた環境の整備を進めていくことの一環を考慮しております。そして重要なこととしてもう一点、保護者・地域社会の理解の促進、そして国への働きかけということも最終のプランの中で示しております。保護者や地域が学校に対して求めてくるもの、あるいは役割分担というものを明確にする必要があるということで、この働き方改革については、より理解を深めるような取組を都教育委員会としても今後進めていきたいと考えております。また、国への働きかけとして教職員の定数の改善の充実や、また業務改善の促進などにつきましても、様々な勤務時間の仕組みも含めまして制度面での見直しについて国に要望や提言をして参りたいと思っております。そして、各市町村教育委員会が地域の実情や、また所管する各学校の実態を勘案しながら方針や具体的な取組内容等の実施計画を、平成 30 年度中に策定していただくよう、都教育委員会として区市町村教育委員会に働きかけをしていくというところです。最終的なプランは東京都教育委員会のホームページにも既に掲載されており、今後は様々な区市町村教育委員会への連絡会、あるいは校長先生方の会合などについても説明することになります。では、東京都の教育施策については以上とさせていただきます。

それでは続きまして、平成 30 年度の予算についてご説明いたします。資料をご覧ください。それでははじめに、1 の歳入・歳出予算でございます。平成 30 年度歳出予算の予算額は、8183 億 7100 万円となっております。対前年度比 91 億 7100 万円の増、増減率は 1.1%で見積もってございます。その内訳でございますが、教育費の大半を占める給与関係費につきましては、6878 億 8900 万円で対前年度比 21 億 8700 万円の減、増減率は 0.3%の減となっております。一方、事業費でございますけれども、教育の様々な課題に積極的に取り組むこととしておりますが、平成 30 年度の予算額は 1304 億 8200 万円となっており、対前年度比 113 億 5800 万円の増、増減率は 9.5%となっております。次に下段の表 2 の定数増減ですが、平成 30 年度の学校定数は 6 万 4566 人で対前年度比 213 人の増となっております。増の主な事項ですが、児童・生徒数の増減等に伴う教員定数増の他に、小学校英語専科指導としまして小学校 35 人の増となっております。また 29 年度に引き続きまして学力格差の解消に向けた取組として、小・中学校合わせて 12 人の増というふうにしております。続いて恐れ入りますが、3 ページをご覧ください。教育庁所管の主要事業につきまして、本日は時間の関係もございまして、小学校等を対象として新規に実施する事業、また内容規模等を拡大する事業を中心にご明いたします。

はじめに 1 の「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」の(1)「基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」でございますが、小・中学校における平成 30 年度の施策として、①学力に課題のある小・中学校における子供たちの学力向上のために、教員加配ということで 29 年度は 25 名配置しておりましたが、更に 12 名増やして 37 校に加配するとともに、学校の学力向上への取り組みを支援します。また②として、新しい学習指導要領に則したプログラミング教育の充実を図るために企業との効果的な連携を促す取組支援を新たに実施して参ります。更に③と④ですが、引き続き「放課後子供教室」や「地域未来塾」といった放課後における教育活動の取組を推進して参ります。また、新たに中学生を対象とする進学を目的とした学習支援などもモデル事業として進めて参ります。次に(2)の理数教育の推進でございますが、平成 30 年度から新たな取組としては①です。小・中学校において区市町村が地域の実情に応じて独自に理数教育に取り組むことを支援して参ります。それでは続いて 4 ページをご覧ください。2 の「世界で活躍できる人材の育成」でございます。(1)の「使える英語を習得させる実践的教育の推進」でございますが、平成 30 年度の新たな取組として①平成 32 年度からの、先ほどご説明しました、小学校の英語教科化に向けた取組としまして、英語の専科指導を行う教員を新たに 35 名配置して、小学校英語教科の指導体制を充実して参ります。②でございますが、中学校においては引き続き英語教育推進モデル地区を推進します。また、こちらは新聞等でも話題になりましたけれども、④にあります、都立高校の入学者選抜において英語の 4 技能評価の導入、これはスピーキングの導入も検討するという提言を受けて、その実施方法を検討して参ります。加えて⑤ですが、平成 30 年度は東京都英語村、東京 GlobalGateway が開業いたします。9 月の開業に向けて着実に準備を進めて参ります。次に(2)の「豊かな国際感覚を醸成する取組の推進」です。平成 30 年度からの新たな取組は②ですが、都内公立学校の国際交流を進めるために、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行えるように、海外の学校との間の交流を支援する新たな仕組みとしまして、国際交流コンシェルジュを創設して参ります。こちらも詳しくは各教育委員会等を通じてご連絡いたします。次に 3 の「社会的自立を促す教育の推進」の(1)「道徳心や社会性を身につける教育の推進」です。小学校において「特別の教科 道徳」の全面実施に合わせて他の教科と関連づけた指導など、実践事例の開発に取り組む学校を新たに指定するなど、引き

続き、道徳教育を推進して参ります。次に(2)「社会的・職業的自立を図る取組の推進」ですが、これまで配布していた「防災ノート」を更に充実・発展させた新しい教材、「防災ノート(災害と安全)」を作成し、防災教育を一層充実して参ります。続いて(3)「不登校・中途退学対策」ですが、不登校児童の生徒を対象とした不登校特例校を新たに設置する区市町村を支援して参ります。次に4の「子供たちの健全な心を育む取組」の(1)「いじめ・暴力行為・自殺等防止対策の強化、SNS等の適正な使い方の啓発強化」ですが、新たな取組は②です。いじめの早期発見や児童・生徒の心のケアの充実のために、いじめ相談ホットラインと教育電話相談を一本化いたします。そして、より使いやすい体制にして、子供たちや保護者などからの相談体制をさらに強化してまいります。では、続いて6ページをご覧ください。上の③にございますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、そして子供たちの情報モラル教育なども引き続き実施しまして、子供たちの健全な心を育む教育を推進して参ります。次に5「体を鍛え健康に生活する力を培う」の(1)体力向上を図る取組の推進ですが、新たな取組は②部活動指導の充実と学校の働き方改革の推進のために、部活動指導員の活用を促進して参ります。次に、6のオリンピック・パラリンピック教育の推進です。平成30年度からの新たな取組としまして、④でございますが、障害者スポーツの理解・促進と普及・啓発を図るために今年度開催しましたボッチャ交流大会を充実・発展させて、東京都公立学校パラスポーツ交流大会として実施するとともに、新たにパラスポーツ体験を通じた被災地等の学校との交流を推進して参ります。続いて、7ページをご覧ください。7の「教員の資質・能力を高める」でございますが、新たな取組は①です。教員研修について研修の質の向上を図るとともに、研修の受講者が事前や事後に視聴出来るような研修動画の作成・配信を実施して参ります。そして、受講しやすい環境を整備するなど研修の充実を図って参ります。次に8の「質の高い教育環境を整える」の2「特別支援教育の充実」です。新たな取組として、②既に小学校で進めている特別支援教室を公立中学校でも導入を進めて参ります。続いて(3)「学校運営力の向上」でございます。先ほどお話ししました働き方改革に繋がる新たな取組ということになりますが、①学校の働き方改革を推進するために区市町村の計画策定や、また在校時間の適切な把握、教員の意識改革の推進、業務改善等をする取組などを支援するとともに、②教員の負担軽減を図るために授業準備などをサポートする人員の配置支援、さらに次のページになりますが、授業準備などをサポートする人材の配置、更に8ページの3、副校長の業務軽減を負担するための、副校長業務を補佐する人材の配置を行う学校マネジメント強化モデル事業の大幅な拡充を行い、公立学校における教育の質の向上を図って参る予定でございます。続きまして(4)の「教育環境整備」でございます。平成30年度からの新たな取組は②ですが、小・中学校において将来タブレット端末を1人1台手にして、そして授業を行える、そのような体制の時代になるだろうということを見据えまして、ICT機器の活用や効果の検討を進めて参ります。以上、新たに加わったものを中心にお話し申し上げましたけれども、来年度の予算等の概要ということでこちらも東京都教育委員会のホームページにも掲載されておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

最後になりますが、今、学校教育は非常に大きな転換期を迎えていると思います。新しい学習指導要領の実施に向けた取組として、道徳とともに小学校は英語の教科化に向けた取組があります。学校における働き方改革も含め、現在は新たな教育の方向性の基盤を固める重要な時期であるというふうに捉えています。そのような中にありまして、各学校が保護者や地域から信頼されて、そして日々の教育活動をしっかりと進めていくためには、学校関係者がしっかりと連携をして同じ歩調で様々な対応を進めていくことが重要です。事務職員の皆様には、公的機関や民間の業者等、様々な機関との学校の窓口となっていていただいていると思います。そのような重要な役割を日々担っていただいているところでございますが、ぜひ引き続き学校の信頼を継続して高めていただけるよう、様々な取り組み等についてよろしくお願ひしたいと思います。また、本日のような学校事務職員の方々同士の連携や情報交換は、様々な機関との連携に繋がる非常に重要な機会であると考えます。ぜひ、皆様方同士の横の繋がりも密にさせていただきながら、その中で得られる様々な情報を、学校運営の充実につけていただきたいと思います。今後、都教育委員会では東京都の全ての子供たちが夢や希望を抱き、健やかに成長していかれるように、様々な教育施策を実施して参ります。本日お集まりいただいております事務職員の皆様方におかれましても、ぜひ学校組織の要となるお立場として、各学校の校長先生方が思い描かれております学校経営計画の実現を目指して、学校運営に参画していただきますよう、よろしくお願ひいたします。皆様お一人お一人のご活躍と、そして東京都公立小学校事務職員会の益々の発展を心から祈念いたしまして、私の話を終わらせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

☆研究協議 2 本会研究部「事務職員の学校経営参画」～できることから始めよう～ 質疑応答

質 T区の小学校です。経営参画が本当に大変だなというのは日々感じているんですけども。私は一級職員です。それで、いつもこういう講演で、すごい参画していくことが大事だということとか、事例とかを聞いていて、結構身近な部分の工夫で出来ることというところが、なかなかすごい出来事がいっぱいで、とてもすぐに真似できるようなことじゃないなっていうのはちょっと感じているんですけども、決して悪く言っている訳ではないのですが。うちの学校は、企画調整会議に参加できます。職員会議、参加できます。経営支援部、あるんですが、会議というものはやっていません。ですが主幹の先生と本当に密に情報共有はしています。管理職の先生が忙しいので、特に主幹の先生と情報共有をして。こちら側から伝わらないことも主幹の先生を通せば伝わるという、向こうから伝わらない部分もこちらに相談してもらえれば、こちらから言ったら伝わるという手もあるので、そこを強調しています。企画のほうもすごく口うるさく参加しています。本当に口うるさく参加しているので、いきなり職員会議で発言しないで必ず企画で発言してねって言われているんですけども。問題発見とかでも、本当事務には関係ないんですけども、過去の経験とかで例えば行事の実施案が出てきたとしたら、去年までの反省を生かして書かれている内容というのは分かるんですけども、それに加えて事務目線で皆さん実務をやっている中で裏方で動いてるこちら目線で気付いた「去年ああいうことあったから気をつけてください」とか、そういうこととかを口うるさく言っています。あとは、終わった後の反省が出てくると、大体保護者からのアンケート、行事が終わった後のアンケート、教職員からの反省アンケート、保護者からの反省アンケートを基にしたアンケート結果っていうのは出てくるんですけども、去年の反省を元に改善した実施案の「これをやってみてどうだったか」という反省がいつも無い、ということとかを結構突っ込んだりしています。そういうのとかでやって、事務目線なりで気づいたところを発言しているというので、一応経営参画しているんじゃないかなと自分では思っているんですけども。あと、経営支援部の会議というものが実際無いんですけども、形って必要なんでしょうか？ってちょっと思っています。それは何かと言うと、結局同じ教職員のほうでも内部評価でも、経営支援部の立ち位置がよく分からないって最初の頃は言われたことがあったんですけども、それに対して経営支援部員である私や主幹の先生とかは、とてもなんか気分が悪いなと思っていて、でも情報共有する時に「この行事がスムーズにうまくいって完結してる」ということが経営支援してるんじゃないかっていうふうに私達は思うんです。支えてるから失敗せずに終わってるんじゃないかというところで、そういうふうにも感じていて、胸を張って経営支援をしているっていうふうにも思っているんですけども。というような、そういう身近な部分の具体例とかも色々あったらいいなと思いました。これは経営支援出来ているんでしょうか？あとは、そういう経営支援をされているというところとか、そういう会議とかをされているというところとか実践のところがあるんですが、中身もし教えてもらえたらいいなというふうに思いました。

答 ありがとうございます。すごく会議とかに参加されて努力されていることが伝わってきました。経営支援部という会議がやられてないということで、どうなんだろうっていうお話だったんですが、情報の伝達はとても上手くいってそうな感じなので、実態としては無くても問題ないんだろうとは思っています。けれども、もし会議というものが開催できるのであれば一人一人に連絡しなくてもいっぺんに済むとか、そういうこともあるので、あればあったで良いんじゃないかなと思います。経営支援とか経営参画というのは最初にも言いましたけれど、定義は無いんです。私が言ったことはヒントに過ぎないので、それぞれが考えて経営参画をしているということであれば、そういうことなんだと思います。ただ私が残念に思うのは、やっぱり評価というのがなかなか経営参画として評価されないというのがあると思うので、私としては自分の目標というのの一つ挙げて、これが達成できたよということを管理職に伝えることができれば、頑張りが見えてくるのではないかなと私は思っています。あと提案がございました、経営支援部の中身ですとか、あとは身近な例を紹介してほしいということなので、後の研究に繋がりたいと思います。ありがとうございます。

質 今日は発表ありがとうございました。アンケートのときに実は悩んだことがありまして、経営支援部、うちでは簡単な言い方をしています。「打ち合わせ」。S区の学校です。本校の具体例を申し上げますと、参加メンバーは主幹教諭・副校長・事務、私ですね、事務職員、あと用務職員が本校は民間委託になっていますので、民間委託の管理員さん。このメンバーで週1回の打ち合わせを30分程度、毎週火曜日に行っています。内容は、まず副校長から1週間の来校予定者、それからユチャ？の接待の状況の報告、あとは工事業者の立ち入りの報告。主幹のほうからは子供たちの様子、登下校なり学校行事で学校支援員さんが交通安全のために辻々に立たなきゃいけない場合とか、あとは逆にちょっと子供たちの様子を伝えて、それに対して管理員さんがどう動いているか、という意見調整をしています。私のほうからはやはり納品業者の出入りとか工事業者の出入り、自分の予定等をお伝えしています。民間委託の学校管理員さんのほうからは、校舎の壊れたところをどう対処している、業者依頼をして欲しい、自分たちで直せる、子供たちのトイレの使い方とか階段のちょっと見えにくいところの物の乱雑さとか。あと教員のちょっと整理整頓が及んでいない部分でこういう場合はちょっと改善して欲しいとか、そういうのを会議という雰囲気ではなくて本当にミーティング、朝会レベルの30分の打ち合わせをしています。それを受けて主幹教諭と副校長は翌日の職朝でこういう意見がありましたということをお全職員にお伝えしています。そういう形で、これが果たして経営支援部に当たるかどうか、ちょっと疑問ではあったんですね。何せ名称が打ち合わせなものですから。ただ構成員と内容的には経営支援になっているかなと思って私のほうは一応「ある」に丸を付けさせていただいたんですけども、そういうことで、ミーティングとか打ち合わせとかで呼ばれている内容が実は経営支援だったということがあるんじゃないかなということ、具体例としてお話させていただきました。本日はありがとうございました。

質 O区のTです。少し広い話になるかもしれませんが、そもそも県費職員って、47都道府県で考えた場合はいわゆる県費、要するに給与・旅費しかやらない県が多いというふうに聞いておるんです。それを考えた場合に23区の多くの形、一人の正規職員が給与・旅費・施設、一切を仕切るというのは実は結構かなり重い仕事を、広くて重い仕事をやっている。いわゆる狭い意味の範囲の事務仕事はかなり厳しい状態であるということは事実だと思うんです。それで申し訳ないんだけど、ずっと都公小事の研究というのは、リアルな一人職場の、給与も経理もやってるよってところの、そこらへんの職務実態も、申し訳ないんだけど正直あんまり理解されていないんじゃないかっていうふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか？

答 今は給与・旅費・福利厚生をやって予算もやって施設もやって、というような形で本当に多岐に仕事の範囲が渡っていると思うんですけど、今私が紹介したのは、将来はそういった給与や旅費の仕事、福利厚生なんかもぐっと、こうコンパクトに仕事になって、量がまったく無くなるとは言わななくても、すごく少なくなってくると思うんです。もちろん契約とか支払いのお金のほうもそうかもしれません。そういったときに、機械で出来るとなったときにどうしようか、というところの考えのきっかけを作っていきたいと思ったんですね。なので今は確かにあると思います。仕事が。だと思しますので、今後のことをちょっと皆さんで考えてみませんか、ということだったので、実態を無視しているとかということではないのでご理解をお願いいたします。

質 県外から参加させていただきました。この度は参加させていただきましてありがとうございます。今回の発表研究を聞かせていただいて、本当に自分の身に落とし込んですごく領ける部分が一杯あったのでありがたく思いました。政令市から来まして、実際政令市では給与・旅費・諸手当の届けに関しましては事務職員は手を引き始めています。今年度移行しましたので、まだ移行措置に関わることで多少事務処理は残っているんですが、基本の姿勢としては給与・旅費・手当からは段々手を引いていって、事務職員は別の仕事を請け負うような形を考えていこうというふうに私の所属している市のほうは考えを始めています。うちの市のほうも、学校の経営参画ということを目指して考えていまして、今年度は教育課程について研究・提案を研究部のほうからもしていただきました。ですので、先程から仰ってくださっている経営参画、これが今後本当に大切になっていくんだなともしみじみ思いましたので、本当に今回参加させていただきましてありがとうございました。お礼と感想になってしまいました。失礼しました。

答 ありがとうございます。ちなみにどちらの市でいらっしゃるのでしょうか？（「静岡市です」）どうもありがとうございます。

質 O区の小学校から来ました。私は経営参画という意識とはちょっと違うかもしれないのですが、先生達の仕事の負担を減らしてあげようという気持ちでいつも働いているんですね。それで悩んでいることがあって、今までの前任者、前前任者もやっていなかったような仕事も積極的に請け負ってやっているんです。例えば出勤簿とか休暇簿の整理の手伝いとか、あとは子供たちと接するような、節分の鬼の役をやったりとか。（会場驚きと賞賛の笑）何でもやっちゃってるんですね。そうすると、私が異動したときに次の事務さんがやり辛くなっちゃうんじゃないかなという罪悪感みたいなものを感じだして。そういう意識はありますか？どんなふうに考えて日頃働かれていますか？

答 すごく難しいんですけども、経営支援の一環で副校長の仕事の一部を請け負ってやっているという方もアンケートの中にはいらっしゃいましたので、複数いらっしゃるんだと思います。私としてはそれは出来るものならやってあげたほうがいいんじゃないかと思っています。それで学校が助かるとか教育のためになるということでしたら、間接的にかもしれないですけど、それはやったほうがいいと思います。ただ次の人が来た時に困るとか、前の人はこんな事まで手を出して困る、と言われるということもあるかもしれないんですけど、次の人は次の人で自分の得意な分野で経営に、そういった学校運営に参加したり副校長のお手伝いしたりとか、自分の出来ることでやればいいと思うんですね。なので私はですが、全く気にしていません。個人のそれぞれの能力でやっていけばいいのではないかなと思っています。答えになったかは分かりませんが、宜しいでしょうか？ありがとうございます。

（当日の録音を元に、広報部で編集・再構成しました）

都公小事研究大会に参加しての感想

杉並区立杉並第六小学校 破毛 謙

清瀬市事務職員会の共同実施にかんする発表、研究部の学校経営参画にかんする発表お聞きしてとても勉強になりました。

共同実施の目的について私が理解するかぎりでは（都教委等が明示していない事項もあるかもしれませんが）

ア 組織的取組による事務処理水準の標準化

イ 相互チェックなどOJT推進

ウ 副校長支援

エ 都事務職員定数削減

オ 都事務職員定数削減と引き換えに都費事務室支援員を配置する。

だと思います。

清瀬市事務職員会の発表によれば

- ・「給与・旅費・福利厚生」を共同実施事務室で処理している。（管内200名教職員分）
 - ・学校納付金事務は各校事務室で行っている。
 - ・各校副校長支援は限定的。学校納付金業務は学校で行うので支援員はそちらに従事ということでした。また間接的にお聞きしたことです
 - ・グループ内学校への出張相談や直接の電話受付をしているが、過大な勤務の負担は今のところ発生していない。
 - ・市教委事務局が処理していた業務も共同事務室に一部移管している。
- とのことでした。

以上をふまえての雑駁で申し訳ない感想です。

—発表をお聞きした直後の感想—

もし、どのようなシステムであれ、学校納付金などの業務が共同実施事務室に移管すれば現状よりも事務職員の負担が増加するのではないかと感じました。上記目的に照らせば共同実施事務室が処理する業務が増えることは望ましいこととなります。他府県のように「共同実施事務室への権限委譲」や「システム構築」がないなかで、業務移管が進行すれば必ずしも効率的とはいえない仕組みのもとで「事務職員の献身」が共同実施を支えることも予想できます。どこまで実現できるかは難しいかもしれませんが、自治体の実情に応じて共同実施事務室のあり方について、導入後も見直しが必要であると思いました。

一方で「学校経営参画」での考察によれば「ICTにより給与関係業務のシステム化の進行が予想できる。」とのこと。その方向に進めば共同実施事務室が所管する縮小することにより、さらなる事務処理組織の見直しがでてくる可能性があります。

ICT化の目立った進展がなくても、上記目的のア・イが後景化し、ウ「副校長支援」のためにエ・オがより前面にでてくれば、同じような組織見直しはありうると思います。

東久留米市教委「小中学校の学校サポート業務あり方検討委員会」最終報告（H29年10月）による共同実施の「業務委託方式」＝民間委託の提言に多くの都費事務職員が驚きました。報告では「都事務5校2名体制」を構想しており、おそらく、都事務職員のみでの共同実施事務室は前提としていないのではないのでしょうか。

「現在の共同実施は副校長の負担軽減に必ずしもつながっていない。」という報告書の共同実施に対する評価とあわせると、「上記目的ウのためにエ・オに重点をおいた考え方」といえると思います。

—都教委の事業や報告書について—

都教育庁の「見える化改革報告書」（平成29年11月）中の「学校運営・支援」の箇所だけでも多岐にわたります。（都教委HPから閲覧）「区市町村立学校支援体制の現状・課題まとめ」では学校事務に関係して

・学校事務・施設管理の効率化

学校事務職員が原則1校1人配置であり、処理内容の統一性、ノウハウ蓄積、効率性等の問題が存在し、解決する必要がある。

・学校事務・施設管理業務のセンター化

地域差がある取組状況に対して、設置者が異なる状況を踏まえてノウハウ等の提供や効率化の支援を行える体制構築が求められる。

・今後の支援体制のあり方・実施体制の検証（3つの手法の評価）

小中学校事務の共同実施は区市町村により温度差があり導入は限定的

民間委託の推進一、共通システムの等は可能であるが、設置者単位の受託ではスケールメリットを出すことが困難

監理団体の活用一更に広域的に事務を受託し、総務事務や小口施設修繕を効率的に実施可能。ただし、活用は設置者の判断による。

といった記述があります。「共同実施導入の温度差」「民間委託の推進」などについて、東久留米市教委報告と軌を一にしているかどうかはわかりませんが、注目する必要があると思います。

また教育庁は現在「学校マネジメント強化モデル事業」「校務改善のための学校経営支援組織設置事業」「スクール・サポート・スタッフ配置事業」を推進しています。これらの事業においては「副校長補佐」「学校経営支援補佐」「スクール・サポート・スタッフ（SSS事業）」といった非常勤職員を配置します。「副校長補佐」「学校経営支援補佐」両者に共通する想定業務は「調査・報告書の事務、サービス管理、施設管理」としています。「学校経営補佐」については「これらの業務に加えて、学校運営事務、地域対応、PTA・保護者対応、人材育成などを担うことも想定」とあります。

「SSS」は「教員からの指示を受け、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助などを行い、教員の業務支援に取り組む。」とあります。SSSの実施規模は200人です。そして国負担3分の1の国庫補助事業です。

「副校長・学校経営・教員支援」の推進を目的としており、これらの事業の進行は「見える化報告」とあわせて、今後の都費事務職員のあり方に影響を及ぼす可能性は否定できません。

—少したってからの感想—

市教委事務局の業務が一部移管されているのであれば、情報を集約する機能を持つのが共同実施事務室なので、これまで事務局が行ってきた報告等の集約作業を行うことはあるのかもしれませんが。「地教委機能の共同実施事務室への移管」は権限委譲とあわせて、全国的には肯定的なものとする見方が少なくないようです。（「学校事務3月号」特集より）

一方、清瀬市共同事務室は、拠点校職員会議に参加・行事手伝いなど教職員とつながりを維持する取り組みを通して「学校事務室」としてのスタンスを保持しています。このような取り組みがなければ、事務室は学校内にあるが、「地教委第2事務局」の性格が強まっていくと思います。いずれにせよ「共同実施事務室」は個別の学校の組織ではないので「組織の性格の二重化」は避けられないことですが、。前者の性格を保つ努力により「学校に近い支援組織」になっていくことが可能になると思います。

「学校事務職員」であることの原点を大切にしながら、共同実施事務室の上位機ア・イの目的を充実し、学校支援を行っていくためには「学校や地区のニーズ、目標を共有し、将来の共同実施事務室の業務内容を構想（地域支援事務局の役割その他）していく必要がある。」との研究部の視点が鍵になると感じました。

「共同実施事務室からの経営参画のためには、後ろ盾がないと厳しいため、地教委の事務局や拠点校及び管理職との連携が、学校事務室勤務の時以上に必要となってくると思われます。」との見通しですが、共同実施導入以前においても、各地区事務職員、事務職員組織はこれまでの取り組みの歴史に誇りを持ちつつ、一方で従来の認識の枠組みにこだわらない発想・発信の探求が必要ではないでしょうか。

「広い意味での事務をとらえる=事務をつかさどる。」の視点で学校経営参画や事務室の枠を超えた事務改善に取り組み、（楽観的かもしれませんが）いかなる状況になっても「後ろ盾」を持つ可能性を高めるために、戦略的に考え、行動することが大事であると発表をお聞きして考えた次第です。

以上は「共同実施事務室」がすでにあることを前提として考えたものであり、個人的に「東京都版共同実施」が最善の制度と考えているものではありません。

70校の地区で「7校4人共同実施事務室」が全面的に導入となれば「勤務先が約10か所」になってしまうわけです。共同実施は「学校事務とは何か？」を考えなければならないとともに「働き先の確

保」の問題です。

勤務先の学校経営構想のキーワードは「自立と貢献—素敵な自分をめざそう—」ですが、勤務する教職員に向けてのメッセージでもあります。

自分をふりかえると「自立」というよりは「事務室内に閉じこもりがち」です。研究部発表では「事務職員の学校経営参画を正しく評価してもらうためには、自身の目標を学校目標とリンクさせ、管理職、教員と共有し、達成度を目に見える形にすることで、頑張った職員の評価につながると考えられます。」と提言なさっています。確かに自分の経験からではありますが、自己申告などの機会を通じて、学校の方向性と自身の方向性の軸をあわせていけば、評価の度合いは高くなると思います。

世の中には「謙虚に隠れて行われることにこそ貴い意味がある」ことがたくさんありますが、事務職員が置かれた今の状況ではアピールしていくことも大切ことかもしれません。

(参考資料)

都教育庁（H29）「見える化改革報告書」

東久留米市教委（H29）「小中学校のサポート業務あり方検討委員会最終報告」

都教育庁人事部（H29）「学校マネジメント強化モデル事業外2事業の平成30年度実施
意向調査について」

学事出版（H30）「学校事務3月号—制度化された共同学校事務室の未来—」

職員団体7者協「7者協ニュース（共同実施はらない!）」各号

－特集－ 共同実施最前線

☆墨田支部 共同実施続報（外手小学校 鶴岡伸幸）

前回の共同実施の続きを報告します。

まず、平成29年8月31日に第2回検討委員会が開かれ、作業部会への依頼事項の検討がなされました。依頼事項として以下の提案がありました。①事務事業の洗い出しを10月中旬までに行う。②事務分担案を10月中旬までに行う。③業務フローを平成30年2月までに作成する。④事務マニュアルを共同事務室が稼働する平成30年9月頃までに作成する。

この提案に基づき、第1回作業部会が、平成29年9月6日に開かれました。翌7日には事務職員会に業務分担表のチェック依頼があったため、14日に拡大幹事会（ほとんどの事務職員が参加）を開催し、作業部会員から説明を受けました。その後、9月28日に第2回作業部会、11月1日作業部縮小会議（実務者会議）があり、内容を詰めていきました。11月17日にこれまで墨田区で行っていなかった財務会計について学務課が予算要求を行っているとの話がありました。

11月22日、東京都の一般非常勤職員（各連携校に一名配置予定）の募集があり、平成29年12月末には選考結果の発表があり、墨田区の4校（小学校2校、中学校2校）の一般非常勤職員が決まったとの話がありました。

結局平成29年度は、検討委員会が4回、作業部会が6回行われ、平成30年2月の第4回検討委員会で一応の区切りを付けました。

この会議で平成30年度の共同実施（試行）に向けた作業スケジュールが発表されました。これによると、検討委員会は以下の内容の検討を行うことになっています。①拠点校、連携校の事務職員・非常勤職員による連絡会の設置・開催

②共同処理する業務の各関連職員の役割分担の調整等③共同事務室の仕様内容の調整（財務端末配置含む）その他いくつかありますが、重要なのは、④試行の成果検証→課題の改善、修正等⑤今後の年次計画（拡大等）の検討です。

そして、平成30年度4月から各学校に配置される一般非常勤職員に、もともといる都費の事務職員が仕事を教え、9月頃に都費事務職員は共同実施校に勤務地の変更をされるようです。そのため、4月1日付で都費の事務職員には兼務発令がされるようです。

検討委員の報告によりますと、今後は、実務を行いながら、事務分担を修正していくことになるということです。

☆清瀬支部（西部共同事務室 篠原貴子）

1. 共同実施の検討委員会等について

①有無：有

②設置時期：平成26年9月～平成27年3月

③構成：事務共同実施検討委員会

清瀬市教育委員会教育部長（委員長）、教育部参事（副委員長）、

小中学校校長会長（同）、教育総務課長、実施予定校校長、

小中学校副校長会長、小中学校事務職員2名

事務共同実施作業部会

教育部参事（部会長）、教育総務課長（副部会長）、

副校長2名、小中事務職員4名（市嘱託員含む）、

教育総務課施設係長、指導課指導事務係長、指導課教職員係長

2. 共同実施の試行

①有無：有

②試行時期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

ただし共同事務室での作業は平成27年7月1日から

③規模（共同事務室の数・定数等）：1室 4校4名

3. 共同実施の本格実施

①有無：有

②実施時期：平成29年4月1日以降（上記試行が終わり、本格的に導入開始）

③規模（共同事務室の数・定数等）：

平成29年4月以降 1室 7校4名 →今現在
平成30年4月以降 2室 7校4名（西部）・4校4名（東部）
平成31年4月以降 2室 7校4名（西部）・7校4名（東部）→完成予定

4. 共同実施の内容

①行う・行っている事務：給与、各種手当、福利厚生、住民税、各種調査支援回答等

☆武蔵村山支部

1. 共同実施の検討委員会等について

- ①有無：有：武蔵村山市学校事務共同処理検討委員会及び調査部会
②設置時期：平成24年6月～
③構成：検討委員会：教育部長、学校教育担当部長（主任指導主事）、校長
調査部会：教育総務課長、庶務担当（係長級）、教職員担当（係長級）、
学校事務職員（予定校）

2. 共同事務の試行

- ①有無：有
②施行時期：平成25年4月～平成27年3月
③規模（共同事務室の数、定数等）
・モデル実施（平成24年6月～平成25年3月）
各校に市臨時職員が順次配置され、一緒に仕事を行った。
（任用開始は7月～9月の間で異なっている）
・1室、担当校4校、職員4人、専務的非常勤4人
（平成25年4月～平成26年3月）
・1室、担当校7校、4人体制、職員4人、専務的非常勤7人
（平成26年4月～平成27年3月）
・2室、担当校各7校（計14校）、職員4人（計8人）、一般職非常勤14人
（平成27年4月～平成28年3月）
※平成27年4月より、専務的非常勤から一般職非常勤へ名称等変更

3. 共同実施の本格実施

- ①有無：有
②実施時期：平成28年4月～
③規模：2室、担当校各7校（計14校）、職員4人（計8人）、一般職非常勤14人

4. 共同実施の内容

(1) 行う・行っている事務

①給与・旅費、福利厚生

学校配置の一般職非常勤の主な業務が事実上「校務支援」となっているため
共同事務室が関わる業務については、「教職員への書類の配付、回収」のみに近くなるよう、教
職員への手当の説明や記入例、戻入理由などを書類で作成しています。

説明書類では難しいものについては、学校を訪問し、直接教職員へ説明することもあります。
共同事務室職員は、学校配置の一般職非常勤職員が学校でしかできない「校務支援」に専念
できるよう各種手当の説明書類も作成、印刷して交換便で配付するなどの取り組みもしており
ます。

また、一般職非常勤職員向けに各月別の業務マニュアルを作成し、事務職員会の場で翌月の
業務の確認なども行っています。

②共同事務室の行う校務支援（7校分）

- ・年休等調査のデータ作成支援
- ・学校基本調査のデータ作成支援
- ・年齢等調査のデータ作成支援
- ・出勤簿、休暇職免等処理簿の職、氏名印刷支援

データ作成支援については、給与事務において使用するデータをエクセルで入力し、各種調
査用加工し、各校副校長にデータで提供する形をとっています。

共同事務室職員は、西部地区（小学校籍）、東部地区（中学校籍）の2か所の共同事務室に

配置されています。

毎月の事務職員会のほかに、必要に応じて、両共同事務室の職員間の打ち合わせを設けており、各校の一般職非常勤職員へ指示する事務の打ち合わせ等を行っています。

③一般職非常勤が行う校務支援の例（各校で異なる）

- ・出勤簿の表示支援
- ・学校だより等の印刷支援
- ・学校徴収金の出入金・業者への支払など会計支援
- ・学校施設の外部団体への貸出支援など

5. 自由記述

各校に配置されている一般職非常勤職員は、市役所OBのほか、市事務（市で採用してる学校事務職員）OBが多く任用、配置されています。

また、事務職員会として、市教育委員会担当者を事務職員会に招き、学校で行う業務についての研修と説明を頂く機会を確保することで、各校に配置されている一般職非常勤職員の業務への知識と理解を深める取り組みを始めています。

☆国分寺支部

1. 共同実施の検討委員会等について

- ①有無：有
- ②設置時期：平成27年度
- ③構成：学校指導課長、教育総務課長、教育総務課庶務係長、市内小学校長（1名）、市内中学校長（1名）、市内小学校副校長（1名）、市内中学校副校長（1名）事務局は学校指導課教職員係、都費事務職員がオブザーバー参加（2名）

2. 共同実施の試行

- ①有無：有（平成30年4月1日現在）
- ②試行時期：平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ③規模（共同事務室の数・定数等）：共同事務室数1、定数5名
平成30年度は市内西部小学校5校（二小、五小、六小、八小、十小）で共同実施の試行を実施する。拠点校は第六小学校。

3. 共同実施の本格実施

- ①有無：無（平成30年4月1日現在）
- ②実施時期：平成31年度を予定
- ③規模（共同事務室の数・定数等）：共同事務室数1、定数3名
平成31年度は市内西部小学校5校で共同実施の本格実施を行う。

4. 共同実施の内容

- ①行う・行っている事務：給与、旅費、福利厚生、昇給、人事（職員証、履歴）
- ②検討中の事務：拠点校・連携校の副校長支援、扶養手当・児童手当等の認定業務（現在は市教委（教育長決定））。

5. 自由記述

本支部の共同実施の特徴として、①小学校のみで共同実施を行う初めてのケース。②5校で共同実施を行う。③検証に時間をかけている。④本格実施で学校数が増えるのではなく、事務職員の定数が減る。などがある。

もともと事務主事会（事務職員会）の中では、①病休欠等が出た場合の応援体制が必要である。②書類のチェック体制が必要である。と考えている会員が多かった。このため、共同実施はこれらを解決する一つの方法であると考えていた会員が多かった。

本支部の共同実施の予定は以下のとおりである。

平成30年度：市内西部小学校5校（第二小学校、第五小学校、第六小学校、第八小学校、第十小学校）で、共同実施の試行を行う（5校、5名）。拠点校は第六小学校。

平成31年度：市内西部小学校で、共同実施の本格実施を行う（5校、3名）。

平成32年度：残りの、市内東部小学校5校（第一小学校、第三小学校、第四小学校、第七小学校、第九小学校）及び市内全中学校（第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、

第五中学校)で共同実施の試行を行う(5校、5名)×2か所。

上記のとおり、本格実施と同時に残りの試行実施を行わず、本格実施を1年かけて検証してから、残りの試行実施を行うこととなっている。

☆立川支部

平成30年4月より、中央線南側の小学校5校と中学校3校で共同実施を行います。

拠点校は第一小学校。30年度は7名、31年度からは5名の予定。給与・旅費・福利厚生、簡単な調査を主に行い、私費会計については今後検討していきます。

☆東久留米支部

1. 共同実施の検討委員会等について

①有無：無

2. 共同実施の試行

①有無：無

3. 共同実施の本格実施

①有無：無

☆青梅支部

次号に掲載予定

☆小金井支部

1. 共同実施の検討委員会等について

①検討委員会 H28.8.25～

学校教育部長、庶務課長、学務課長、指導室長、拠点校小中学校長(2名以内)

②作業部会(必要性がある時開く) H28.8.25～

指導室長、施設係長、学務係長、教職員係職員、拠点校小中副校長各1名、都事務職員3名(設置当時のメンバーは別紙のとおり)

2. 共同実施の試行

①有無：有

②試行時期：平成29年10月17日～平成31年3月31日

③規模(共同事務室の数・定数等)：第一共同事務室 4校4名

3. 共同実施の本格実施

①有無：平成30年度の試行実施の結果を踏まえて決定

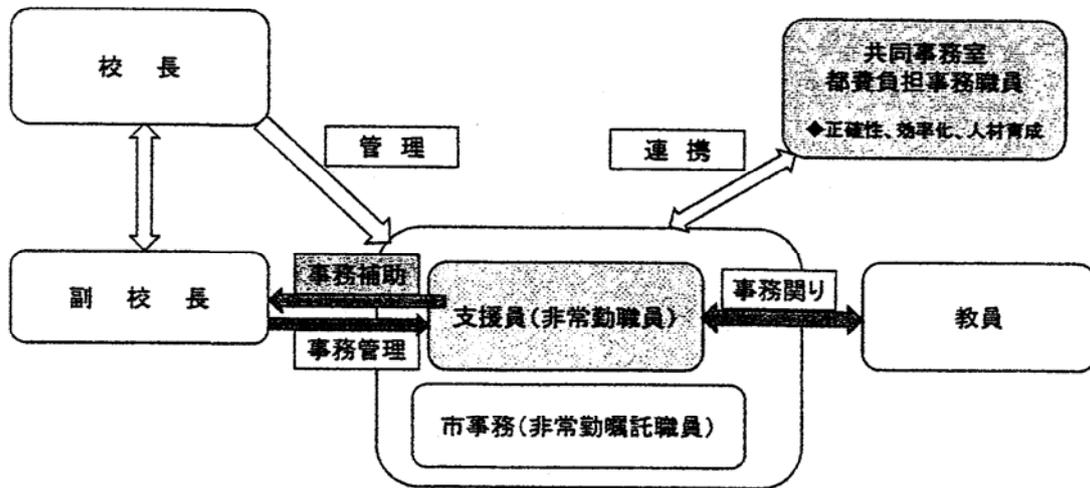
②実施時期・規模：平成31年度 第一共同事務室(西部地区) 7校4名

平成32年度 第二共同事務室(東部地区) 7校4名

4. 共同実施の内容

①行う・行っている事務：給与、旅費、福利厚生、各種調査の補助、証明書作成、職員身分証明書の作成等

連携校における共同事務室の位置付け



組織

1 検討委員会の設置

- (1) メンバー
- (委員長) 学校教育部長
- (副委員長) 庶務課長
- (委員) 学務課長、指導室長、校長会(拠点校小・中各1名) [事務局]指導室教職員係.
- (2) 協議内容
- 実施内容の検討
- 校長会との調整
- 事務職員会との調整
- 拠点校の整備
- 共同事務室の整備(工事、備品購入等)
- 試行の成果検証⇒課題の改善、修正等
- 副校長、都費事務職員説明会
- 市事務非常勤嘱託職員説明会 等

2 作業部会の設置

- (1) メンバー
- (部会長) 指導室長
- (委員) 施設係長、学務係長、教職員係長
- 副校長会(拠点校小・中各1)
- 事務職員会(代表3名)
- [事務局]指導室教職員係.
- (2) 協議内容
- 共同事務室での業務
- 支援員(非常勤)の業務
- 業務フロー
- 各種事務マニュアル、ガイド等の作成
- 試行の成果検証⇒課題の改善、修正等 等



小金井市立学校事務共同実施検討委員会設置要綱（平成28年8月25日教育委員会要綱第11号）

最終改正:平成28年8月25日教育委員会要綱第11号

改正内容:平成28年8月25日教育委員会要綱第11号[平成28年8月25日]

○小金井市立学校事務共同実施検討委員会設置要綱
平成28年8月25日教育委員会要綱第11号
小金井市立学校事務共同実施検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 小金井市立小・中学校（以下「学校」という。）における事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的として、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の事務職員の事務を共同で実施すること（以下「学校事務の共同実施」という。）について検討を行うため、小金井市立学校事務共同実施検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校事務の共同実施に係る事務内容に関すること。
- (2) 学校事務の共同実施に係る共同事務室の設置に関すること。
- (3) その他学校事務の共同実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教育部長
- (2) 庶務課長
- (3) 学務課長
- (4) 指導室長
- (5) 学校長 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学校教育部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

(報告)

第7条 委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月25日から施行する。

H29.10.12 小金井市立学校事務共同実施の施行に関する要綱
公布

☆東村山支部

1. 共同実施の検討委員会等について

- ①有無：有
- ②設置時期：3年前?
- ③構成：市が選任

2. 共同実施の試行

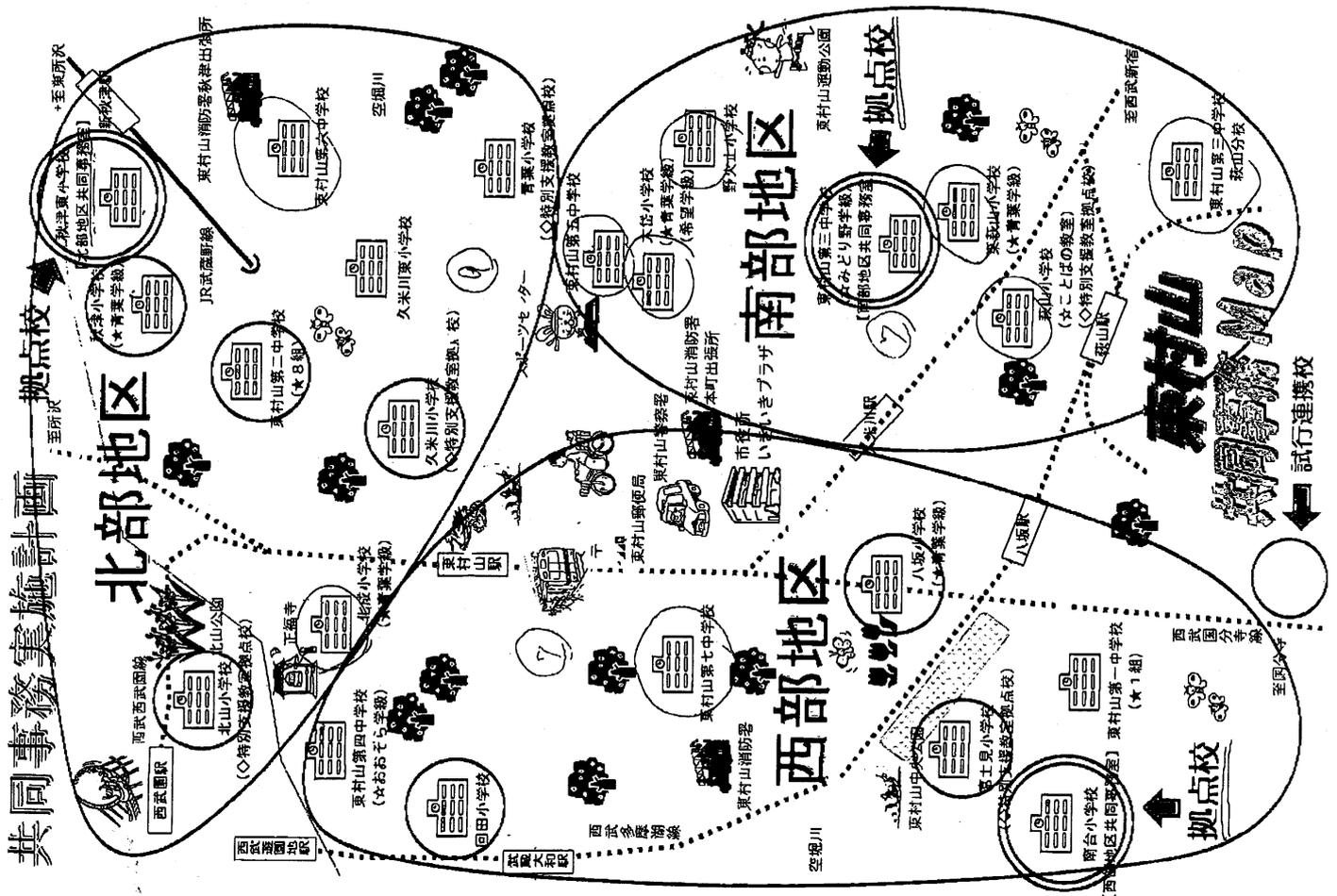
- ①有無：有
- ②試行時期：28年～
- ③規模（共同事務室の数・定数等）：1か所→4校分（分校含む）

3. 共同実施の本格実施

- ①有無：有
- ②実施時期：31年
- ③規模（共同事務室の数・定数等）：3か所→23校分（分校含む）
(1か所で7～9校分)

4. 共同実施の内容

- ①行う・行っている事務：
- ②検討中の事務：副校長会、事務職員会でハンドブック作成



平成 29 年 10 月
多摩市教育委員会 教育指導課

多摩市立小中学校事務の共同実施について

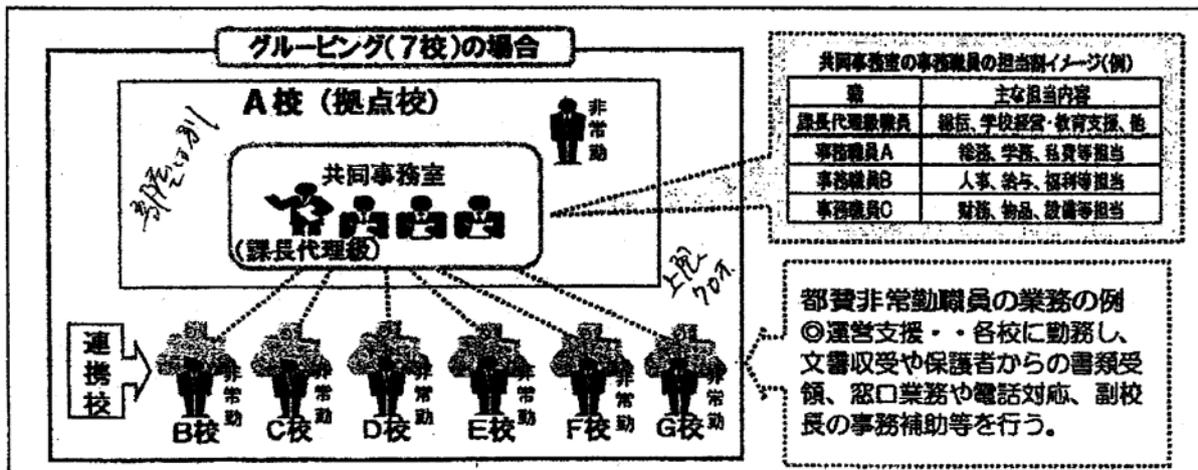
1 事務の共同実施の目的

- (1)事務分担を明確にすることにより、副校長等の校務軽減を図る。
- (2)業務を集約し、統一処理をすることで、事務処理の均質化・適正化を推進する。
- (3)組織的な対応を図ることで、チェック体制を構築し、都費事務職員の OJT の機会を増加する。

2 共同実施の仕組み

小中学校において、学校ごとに行っていた事務職員の業務の一部を、拠点となる学校を設けて、複数校において共同で実施

- 拠点校に事務職員を集中配置し、うち 1 人は課長代理級のリーダーを配置
- 拠点校は連携校も含めた経理・給与・調査事務等を集中処理
- 連携校は、都費で支援員（非常勤）を配置し、副校長補佐や窓口業務等に従事
⇒平成 25 年度に江東区及び武蔵村山市で試行。現在、1 区 3 市で導入、1 市で試行



3 期待される効果

- (1)副校長等の事務負担の軽減、事務処理の正確性の向上、事務職員の人材育成の向上
- (2)共同実施の導入を契機に、校内での業務分担の見直しの機運向上
- (3)共同事務室設置により、組織的・効率的な業務対応が可能となるほか、学校への支援体制の充実

4 導入に向けたスケジュール

平成 29 年 10 月 検討委員会を設置し検討・先行区市の視察
 ～平成 30 年 3 月 (コンサルタント業務委託 (都補助 10/10, 上限 350 万))
 平成 30 年 4 月～6 月 試行実施に向けた具体的な調整 検討委員会を設置し検討

平成 30 年 7 月～8 月	共同事務室施設整備等 (拠点校整備(都補助 10/10,上限 300 万+200 万))
平成 31 年 1 月～3 月	試行実施に必要な人員配置
平成 31 年 4 月以降	共同事務室を 1 箇所設置し、試行開始
平成 31 年度中	共同事務の課題を整理し、拡大に向けた検討
平成 32 年 4 月以降	順次拡大へ

5 コンサルタント業務委託内容(案)

(1)多摩市立小中学校の学校事務に関する業務実態に関する調査

・多摩市内 26 校の公立小中学校の校長・副校長・都事務職員・市事務職員に関する調査

※必要に応じて教員・関係者に対する調査を行う。

(2)調査結果の分析・課題の抽出及び改善策の提案

(3)小中学校事務の共同実施に向けた事務分掌の在り方の検討